

## 自主研究部会の紹介

- 労働保険部会
- 安全衛生管理部会
- 労働時間等管理部会
- 成年後見等部会
- メンタルヘルス部会
- 労働問題部会
- 労働ADR部会
- 法教育研究部会
- 社会保険部会
- 賃金管理部会
- 労務管理部会
- 女性と年金部会
- 年金相談業務部会
- 障害年金部会
- 経営労務監査部会

# 労働保険部会

## 1、労働保険部会の活動状況

働き改革関連法の施行により時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務化等、労働者の福祉の向上に重点を置いた労務管理が求められています。

社労士として顧問先の事業主からの相談に応じ要望に応えるためには労働関係諸法令の基礎知識を復習し、最新の法改正を把握して解りやすく説明できることが求められます。

「労働基準法の実務相談」を教本に労働基準法の基礎的な復習をしつつ、実務に役立つ相談事例をQ&A方式で勉強しています。また、「労災保険実務問答」を教本に具体的な相談事例を参考にQ&A方式で実務的に労災保険請求が可能か否かを勉強しています。令労災保険請求・損害賠償請求に当たってはどのような観点に立った準備が必要か等、実務に即した勉強してきました。また、専門知識を有する部員による最近の労働判例の解説も継続して行っています。直近の社労士関連の情報収集にも注力し、各関連審議会の法改正の方向性や注目されるニュース等、の解説を行っています。

更に、労働法令に限らず、社会保険諸法令の改正に際しても、適宜、解説を行ったりしています。経験豊富な部員が多く、実務で困った相談などにも時間を取って、情報の共有を図り切磋琢磨することを心掛けています。

開業間もない会員や独り立ちに不安を抱えている会員の力になれる部会にしたいと思っています。勤務等会員も大歓迎です。

部会は、原則として毎月第二土曜日・午後1時30分から、埼玉会会議室にて開催しています。

参加して、勉強を楽しんでみませんか！

## 2、労働保険部会の発表テーマ

- \*平成07年 第13回「建設業における労災手続に関する問題点」
- \*平成09年 第15回「パートタイム労働者の雇用の現状と将来展望」
- \*平成11年 第17回「特別加入制度の改革課題」
- \*平成14年 第20回「国民皆保険下における谷間問題」
- \*平成17年 第23回「第三者行為災害―社労士から見た問題点」
- \*平成21年 第27回「精神障害をめぐる労災の諸問題」

\*平成 26 年 第 32 回「労災保険めぐり問題点と実務上の対策」

\*平成 31 年 第 37 回「過重労働の現状にみる労災事例と対応」

### 3、労働保険部会メンバー

顧問 : 田邊昌夫 (大宮)、渡辺渉 (大宮)  
リーダー : 住吉紘 (あさか)  
サブリーダー : 根津盛紀 (大宮)、三浦操 (川越)、村島隆之 (あさか)  
記録担当 : 田中栄 (熊谷)  
会計担当 : 佐藤隆俊 (浦和)  
大宮支部 : 齋藤壽實穂、山田稔、佐々木愛、井川けい花、恩田淳子  
川越支部 : 瀬田東司  
所沢支部 : 渡部佳子  
春日部支部 : 長内示、能村正志  
あさか支部 : 貝瀬美智子、高田敬久  
東京会 : 佐藤廣治

☆ 入会ご希望の方は、下記にご連絡ください。

連絡先 リーダー 住吉紘 (あさか支部) FAX : 048 - 483 - 4152

Mail [sumiyoshi\\_hiroshi@ybb.ne.jp](mailto:sumiyoshi_hiroshi@ybb.ne.jp)

# 社会保険部会

少子高齢化による人口減少時代を迎える中、将来世代を含めた全世代が持続可能で安心する社会保障制度を全世代で支えるしくみの構築に向けた改革の方向性を打ち出した全世代型社会保障構築会議の報告書が取りまとめられました。

全世代型社会保障の基本的な考え方として

## 1. 目指す社会方向

- ①「少子化・人口減少」の流れを変える
- ②これから続く「超高齢社会」に備える
- ③「地域の支え合い」を強める

## 2. 全世代型社会保障の基本理念

- ①将来世代の安心を保障する ②能力の応じて全世代が支えあう
- ③個人の幸福とともに、社会全体を幸福にする
- ④制度を支える人材やサービス提供体制を重視する
- ⑤社会保障のDXに積極的に取り組む

## 3. 全世代型社会保障の構築に向けての取り組み課題

- ①こども・子育て支援の充実
- ②働き方に中立的な社会保障制度等の構築
- ③医療・介護制度の改革
- ④「地域共生社会」の実現

具体的な取り組みとして

- 子育て支援：出産一時金の増額・児童手当の拡充・一貫した相談支援と経済的支援
  - 働き方改革：被用者保険のさらなる拡大・フリーランスへの社会保険適用のあり方
  - 医療・介護改革：負担能力のある75歳以上への保険料の引き上げ等
- 法改正、制度改正が検討されることとなります。

このように社会保障制度の改革、変革に伴う制度改正や法律改正に迅速に正確に対処していくためには、日ごろから知識の研鑽がきわめて重要になってきます。社会保険部会では、年金、医療、介護など社会保障分野を対象に、その周辺知識も含めた幅広い分野について全員参加で活発な議論や意見交換をして研究会を進めています。

## 1. 定例研究会の研修テーマ

### ○自由テーマ

- ・「特定技能2号」の誕生 ・発達障害理由の退職勧奨の事例について
- ・基本手当と厚生年金との支給調整 ・基本手当の給付制限と年金の事後精算
- ・国民健康保険料の軽減措置 ・社会保障制度の国際比較
- ・令和4年度年金額の改定 ・労働保険申告・算定基礎届

- ・会社設立時の「社会保険・労働保険・助成金」について・インボイス制度の解説
- ・「年金 増やし方講座」 ・育児・介護休業法の改正ポイント
- ・医療保険制度 ・障害年金の請求事例
- テキスト「事例でレベルアップ 年金相談Q&A」による研修
  - ・老齢年金の基本的な受け方 ・受給の繰り上げ/繰り下げ ・加給年金と振替加算
  - ・共済年金 ・離婚時および第3号分割 ・年金生活者支援給付金 ・社会保障協定
  - ・企業年金 ・障害年金 ・遺族年金 ・年金の請求と受け取り ・併給調整

## 2. 自主研究発表会での社会保険部会の発表について

- \* 第24回（平成18年2月）発表
  - 障害年金は社労士の業務―裁定請求手続の実際―
- \* 第28回（平成22年2月）発表
  - 遺族年金―遺族基礎年金・遺族厚生年金審査会採決例を含む―
- \* 第33回（平成27年3月）発表
  - 顧問先から尋ねられても簡単に答えられますか。
    - ①社会保険における同日得喪について
    - ②交通事故で健康保険は使えますか
    - ③父子家庭にも遺族基礎年金を支給
- \* 第38回（新型コロナウイルス感染拡大により発表会中止）
  - 「人の一生と社会保障制度（社労士のかかわり）」
    - 事例1「育児関係のご相談」事例2「雇用保険関係のご相談」
    - 事例3「労働保険関係のご相談」事例4「遺族年金のご相談」
    - 事例5「退職後（65歳）の社会保険について」

## 3. 部会の案内

部会は毎月第3土曜日の午後1時30分～5時まで埼玉会事務局会議室で開催しています。ぜひ一度参加してみませんか。歓迎いたします。見学又は入会ご希望の方は、リーダー高田まで、是非ご連絡ください。

## 4. 会員名簿（令和5年1月現在）

顧問 渋谷 篤敬

リーダー 高田 俊明. 090-1051-9926 Fax. 048-844-0600

サブリーダー 山下 清徳、番匠 宏次 前田 三香 会計 山田 稔

メンバー 荒川 克章、井川 けい花、大川 勉、長内 示、栗田 隆之

神崎 芳雄、小林 晶子、小松 英夫、下久保 美恵子

橋本 真弓、堀 敦、本多 立国、丸山義文

## 安全衛生管理部会

厚生労働省労働基準局によると、令和 3 年度に発生した労働災害による死亡は、867 人と増加に転じ、休業 4 日以上之死傷者数は 149,918 人で引き続き増加傾向にあります。

会社が安全衛生に根差した対策を取っていれば、防げたものもかなりあったはずです。

「良薬は口に苦けれども病に利あり、忠言は耳に逆らえども行いに利あり」と孔子は言ったとされております。私たち社労士もその時々が必要に応じて、良薬たるアドバイスを、時には相手の耳に逆らいながら、申し上げる必要があります。労働安全衛生法は、正に良薬の一つでしょう。関連する法規則を含めると条文数は 1,500 を超え、取っ付き易いものばかりではありませんが、正しく理解し遵守していけば、これほどの特効薬はありません。

当部会では、企業にとって致命傷となりかねない労働災害の発生を事前に防止していくため、どのようなアドバイスをしていけるのか、万一、労災事故が発生してしまった場合にもどのように対応すべきかを、基礎的な事柄から専門的な領域に至るまで、労働安全衛生法を中心に幅広く学んでおります。私たち部会の活動が労働災害をゼロに近づけ、労働者の安全と健康を守るために、微力ながら貢献したいと思っております。

《月例会》

年間を通して、メインテーマ、サブテーマを設定し、会員が交代で発表を行い、それに基づいて全員で意見交換を行っております。令和 4 年度のメインテーマは、「JIS Q45001 JIS Q45100 対応マニュアル～初めて部下を持つリーダーのための指南書～」（白崎淳一郎著／労働調査会）を取り上げました。

広範に渡って安全に関する各種項目が詳細にまとめられているこの一冊、各章（各節）ごとに担当者を決め、内容についての説明および関連事項を発表しました。過去の事例を研究し、現在そしてこれからの事態に水平展開することは、非常に大事なことです。その考えからサブテーマは、労働災害事例と労働判例について、様々な業種の中から事例を選び、発生原因、防止対策等について研究を行いました。事例研究に際してのアプローチに制約は少なく自由度の高い発表内容が特徴です。また、労災対策として（熱中症や腰痛など）について研究、発表を行うほか、外部セミナーへの参加、熱中症防止のための猛暑対策展を見学しました。

○ 令和 4 年度取扱った労働災害事例

「三幸製菓火災事故」「労災防止に関する最近の労働基準監督署の動向」、「清掃による挟まれ・巻き込まれ」、「企業の安全意識と社長の資質」、「酒造工場の酸素欠乏症」、「送迎車両の置き去り事案」、「カッターの使い方」、「ビルメンテナンス業の災害事例」

○ 令和 4 年度最近取扱った主な労働判例

「化学物質過敏症の再発に使用者責任」、「パワハラ対策」、「過労死に対する管理職・経営陣の責任」、「ゆうちょ銀行パワハラ事件」、「主治医の診断書の信用性を認めず」、「みちのく銀行事件」、「フジ興産事件」、「日本総合住生活ほか事件」、「ビルメンテナンス業の災害事例」

○ 安全対策 「熱中症の安全対策」、「リスクアセスメントの演習」「フォークリフトの安全対策」

○ 工場見学

ここ数年は、新型コロナ感染防止から中止しましたが、年 1 回程度で、実際に設備、作業を見て、どこに危険があるのかを確認し、また先方の担当者と意見交換を行い、実践力を高める機会としています。過去に「三和タジマ（株）埼玉工場」、「凸版印刷安全道場」、「化学工場」、「印刷工場」、「学校給食センター」、「土木・建築現場」を見学。

《講師派遣》

依頼に応じ各種安全衛生教育への講師派遣、職長教育への講師派遣を行います。

《部会で発行したテキスト》

毎回テーマの発表で作成した資料を、今後の指導、教育に活用するため、テキストとして整備をしてきました。

「安全衛生の手引き」、「わかりやすい労働安全衛生法と罰則規定」、「労働災害の法的責任と損害」、「新入社員用教育テキスト 病気やケガをしないために!」、「小規模專業のための安全で健康な職場のための職場のルール作り」、「安全衛生法令チェック表」一部のテキストは、労働新聞社安全衛生専門誌「安全スタッフ」の別冊として刊行した。

《会員》

・チーフリーダー：亀田克也

サブリーダー：本田利男（川越支部）、江口泰弘（大宮支部）、大塚純宏（大宮支部）

会計担当：相澤喜代美（川越支部）

書記担当：加藤 武（大宮支部）、小堺寿代（川越支部）、登山ゆかり（所沢支部）

会員：市中淑雄（川越支部）、中山貞男（越谷支部）、小北悟（大宮支部）、

丸山蜂雄（大宮支部）、小久保ユミ子（川越支部）、渡部佳子（所沢支部）、

神崎芳雄（川口支部）、新堀幹人（大宮支部）、関根謙一（春日部支部）、

吉田直子（行田支部）、牛澤浩一（あさか支部）、佐藤光男（川越支部）、

織田一郎（あさか支部）、原田俊男（所沢支部）

《人会のご案内》

部会は毎月第 4 土曜日の午後 1 時 30 分から 4 時 30 分まで、県会第 1 会議室及び ZOOMにて開催しています。

安全衛生に興味をお持ちの方、これから安全衛生を学んでみたいと考えている方、顧問先の安全衛生に取り組みたいと考えている方など、当部会では参加をお待ちしております。

また、見学も随時受け付けておりますので、ご希望の方は下記までご連絡ください。

連絡先 亀田克也 越谷市大間野町 5-203-1

携帯 090-3910-6636 電話・FAX 048-988-538

# 賃金管理部会

賃金管理部会は、昭和 60 年 11 月に埼玉県社会保険労務士会に設立された最初の五つの専門業務自主研究部会の一つで、今年で 38 年目を迎える歴史ある部会です。

今も昔も、賃金は、私たちのクライアントである事業主にとって、最大限の関心と注意が払われる経営課題であることに変わりありません。近年、コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻等で世界は揺らぎ、サプライチェーンも乱れて急激な物価高となっています。20 年以上、賃金水準が停滞している我が国は大手企業を中心に賃上げ感が強くなっています。長く続いたデフレ経済の影響もあり、先進国の中でも賃金が低い我が国ですが、物価上昇に合わせた賃上げがなければ労働者の生活は厳しくなり、日本経済は先細ってしまいます。また、少子高齢化、労働人口減少による働き手不足、格差の是正などからも賃上げが必要となっています。このような時期に、事業主からの賃金に関する問い合わせ・質問に的確に答え、依頼を受け、賃金制度の設計・導入をすることができれば、社労士として魅力あるものと言えるでしょう。

賃金管理部会では、参加者全員が「賃金制度コンサルタント」として顧客から報酬の取れる実力を身につけることを目標としています。そのために、賃金表のつくり方から人事考課制度の設計へと体系的に学んでいます。

日本の賃金制度は、高度成長期から長く続いてきた職能資格制度の時代から、経済の縮小期を迎え目標管理等による成果主義の普及を経て、さらには行き過ぎた成果主義を見直すコンピテンシーなどのプロセス評価が加わり、そして、仕事自体の価値を評価する職務給・役割給への流れが生まれと、経済や経営の事情をダイレクトに受けて紆余曲折してきました。

そのような中で、「中小事業主にとって満足できる賃金制度を推薦し、もちろん、その会社の従業員が働く幸福を実感できるような賃金制度を設計するためには、どうしたらいいのでしょうか」賃金管理部会では、そんな理念(事業主・従業員双方が幸せになれるコンサルティング)を忘れずに、今後も、基礎知識、実践知識、グループワーク等の勉強を繰り返していき、給与計算等の賃金に係る勉強も併せて行っていく予定です。

## 【例会のご案内】

毎月第二土曜日の午後(1:30~5:00)、埼玉会会議室にて、例会を開催しています。見学、入会歓迎いたします。

お問い合わせ：杉山 眞司(所沢支部)

TEL&FAX：042-972-9931 メール：sugiyama-sr@hyper.ocn.ne.jp

## 【賃金管理部会の例会の内容】

①連絡、情報、事例発表、質問等 ②テキスト講読、輪読 ③テーマを決めた実務講座 ④グループワーク

## 【直近で使用したテキスト】

『職場のトラブル解決の手引き』(労働政策研究・研修機構)、『賃金表の作り方』(経

営書院)、『人事考課実践テキスト』(経営書院)、『中小企業のための職務給の実務』(経営書院)、『正しい成果主義を実現するバンド型賃金制度導入の手順』(中経出版)、『人事・労務管理シリーズⅡ 賃金』(労働調査会)、『賃金体系設計マニュアル』(経営書院)、『初心者にもよくわかる給与計算マニュアル』(日本法令)、『財務3表のつながりでわかる会計の基本』(ダイヤモンド社)、『賃金・賞与制度の教科書』(労務行政)、『人件費・要員管理の教科書』(労務行政)、『同一労働同一賃金対応の手引き』(労務行政)『等級制度の教科書』(労務行政)

(※今後、職務給・役割給、高年齢者の賃金設計などについて勉強していく予定です。

また、基本書も繰り返し講読していますので、初心者も無理なく参加いただけます)

### 【過去の研究発表のテーマと発表者】

- ・昭和 62 年 2 月 『退職金制度について』 常世 修(所沢)
- ・昭和 63 年 2 月 『労働時間短縮と賃金問題について』 畑原 富雄(春日部)
- ・平成元年 2 月 『賃金の定義と賃金問題について』 小宮山 欣一(川口)
- ・平成 2 年 2 月 『能力給の導入について』 牛久 治美(川口)
- ・平成 3 年 2 月 『人事考課制度について』 畑原 富雄(春日部)
- ・平成 4 年 2 月 『勝ち残り経営と賃金改善』 町山 禧三郎(川越)
- ・平成 5 年 2 月 『複線型人事制度について』 畑原 富雄(春日部)他 2 名
- ・平成 6 年 10 月 『中高年管理職の問題点と対応策』 立川 有司(大宮)他 5 名
- ・平成 7 年 10 月 『社労士事務所の職能給賃金』 畑原 富雄(春日部)他 2 名
- ・平成 9 年 2 月 『賃金を巡る経営分析と適正人件費』 畑原 富雄(春日部)
- ・平成 12 年 2 月 『成果・業績賃金(年俸制を含む)導入を巡る問題』  
畑原 富雄(春日部)
- ・平成 15 年 2 月 『人事考課実務の留意点』  
浅海 健二(浦和)、畑原 富雄(春日部)、正林 隆子(浦和)、牛久 治美(川口)、  
藤本 美千雄(大宮)、伊藤 光晴(川口)、真下 陽子(大宮)
- ・平成 20 年 2 月 『アサケン建材の能力給からバンド型成果主義賃金へ』  
上坂 學(浦和)、鈴木 龍彦(浦和)、福岡 千花(大宮)
- ・平成 23 年 2 月 『中小企業の管理職に対する人事考課の支援について』  
上坂 學(浦和)、鈴木 龍彦(浦和)、高橋 弘(浦和)、新井 裕(千葉県会)、  
森 順子(浦和)、福岡 千花(大宮)
- ・平成 28 年 3 月 『なぜ、中小企業の賃金制度は失敗するのか?』  
高橋 弘(浦和)、鈴木 龍彦(浦和)、伊藤 晶子(越谷)、齋藤 由紀子(大宮)  
飯田 幸(浦和)、佐藤 眞由美(大宮)、福岡 千花(大宮)、佐竹 雅弘(大宮)  
石川 総子(川越)、杉山 眞司(所沢)、佐藤 伸司(東京会)
- ・令和 4 年 3 月 『小規模介護事業所のキャリアパス要件を充たす賃金制度設計』  
杉山 眞司(所沢)、鈴木 龍彦(浦和)、大澤 範恭(浦和)、飯田 幸(東京会)  
中野由美子(浦和)、小堺 寿代(川越)

# 労働時間等管理部会

## ＜呼び名は時間研（じかんけん）～業務全般の Q&A を皆で完成させます～＞

労働時間等管理部会という少々堅い名称ですが、実態は非常に柔軟性に富んだ部会です。それを表す呼び名が(時間研 じかんけん)です。正式名称の労働時間管理に限定せず、労働時間管理に続く言葉「等」と称するところに当部会の本質があるように私は感じています。社会保険労務士が携わる仕事のことなら何でも取り上げ、それを現場から上がってくる素朴な疑問に答えるという形式で概ねA4サイズ1枚プラスアルファの文量のQ&A原稿に仕上げしております。

労働保険、社会保険、労務管理、年金、安全衛生、メンタルヘルス、そして法改正、その他何でも・・・このため、(1)自分の好きな分野について深める事ができます。(2)自分の勉強のため、広く各分野に取り組む事もできます。それを自分で選ぶことができるのも当部会の良い点です。

## ＜月例会～1枚の原稿から得られる知識と情報、リモート例会等できることを～＞

月例会は、原則として、毎月第2木曜日の午後2時から5時まで、埼玉会事務局の第2会議室で開催しています。2020年に新型コロナウイルス感染が広がって以降はZoomによるウェブ例会や会議室とZoomを併用したハイブリッド方式例会で行っています。具体的な活動内容は、有志のメンバーが顧客から受けた相談や、法改正等自分で勉強したことなどをもとに、Q&A形式の原稿(1600～2000字程度)を作成して提出します。それらの原稿を順番に取り上げ、出席したメンバー全員がその内容について様々な意見や質問、あるいは疑問を述べ、より良い原稿に仕上げます。ベテランから新人まで「さん」づけで呼び合い、皆が自由に発言しています。原稿のテーマは社労士業務全般にわたり、出席した会員は相互にもてる知識と情報を提供することにより互いに啓発しあい、思いがけない気づきを得る等、社労士としての資質と能力を高める場となっています。

メリットとしては、以下の通りです。

- ・独りよがりの勉強にならず、多面的な意見、考え方を知ることができる。
- ・原稿を作成する技術が向上し、書籍を出版する練習になる。
- ・聞いているだけでも大きな刺激と学びを得ることができる。
- ・自分の意見をきちんと述べるようになる。
- ・自分の業務知識の引き出しが増える(問い合わせに即答できるスキルの向上)。
- ・他の人に必要な情報を、裏付けのある確かな情報として伝えられるようになる。
- ・社会保険労務士として自信を持てるようになる。

(なお、完成した原稿は市販されているビジネス雑誌に多くの掲載実績があります)

## ＜親睦会やメーリングリスト～親睦も大切に、いつでも相談できる～＞

社労士の業務は幅広く、多くの仲間との情報交換が業務に資することになります。当部会は、親睦会等によるメンバー相互の親睦にも力を入れております(2021年以降はコロナ禍のため自粛している最中です)し、いつでも相談や意見交換が出来るようメーリングリストによる連絡も行っています。共に学び、共に語り合い、社労士としてのスキルを高めるだけでなく、仲間として互いに人間性も高めあえる場となることを目指しています。

## <最近掲載された原稿のテーマ(2022年1月~12月)>

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| 1. 複数会社勤務の労災保険給付改正  | 2. 同一労働同一賃金への対応        |
| 3. パワーハラスメント労災の認定基準 | 4. 在宅勤務から戻りたがらない社員     |
| 5. 男性社員からの育児休業の申し出  | 6. シフトを減らされたらと補償要求     |
| 7. アンガーマネジメントとは?    | 8. 試用期間の意味と本採用拒否について   |
| 9. ジョブ型雇用とは         | 10. 労働者が50人以上になって必要なこと |
| 11. 社員が突然死亡した時の手続き  | 12. 身元保証と民法改正          |

## <既研究発表のテーマと発表者>

発表年月	テーマ	発表者
平成元年 2月	週休2日制の導入についての考察	安田 章(浦和支部)
平成2年 2月	外国人労働者	栗林 正道(熊谷支部)
平成3年 2月	事例に学ぶ人手不足対策	山野井 敏夫(浦和支部)
平成4年 2月	中小企業の労働福祉	宇津木 智(川越支部)
平成5年10月	パートタイマーの活用のために	パネルディスカッション
平成7年 2月	育児休業、介護休業の実施上の問題点	宮崎 昌治(浦和支部)
平成7年10月	労働基準法の問題点	パネルディスカッション
平成10年2月	労働時間短縮の実務	部会チーム発表
平成13年2月	ある日の時間研例会…Q&A	部会チーム発表
平成18年2月	労働時間に関する Q&A	部会チーム発表
平成22年2月	労働時間に関する Q&A~時間研例会の風景より	部会チーム発表
平成27年3月	時間研例会の風景より~1枚の原稿から広がる世界~	部会チーム発表
平成31年3月	時間研例会の風景より~模擬例会でお伝えしたい世界~	部会チーム発表
令和3年3月	時間研例会の風景より~新しい働き方・36協定の実務~	部会チーム発表

## <部会メンバー(令和5年2月1日現在)>

リーダー 関口 光英(秩父支部)  
 サブリーダー 木本 潤(大宮支部) 櫻井 茂美(会計担当兼務 川口支部)  
 浦和 支部 鈴木 豊子 安田 順 笹内 歩 都築 大介 島田 恵美  
 佐藤 千穂 三上 賢市 田村 浩一 金澤 徹 榎本 由美子  
 田邊 一行 分部 信明  
 川口 支部 伊藤 光博 米田 徹  
 大宮 支部 張本 保昌 境野 英雄 久保 浩一 染谷えりな  
 熊谷 支部 鯨井 和男 小倉 美里  
 川越 支部 河原 精市  
 春日部支部 志水 健次  
 行田 支部 飯田 耕三  
 あさか支部 悴田 幸彦 藁谷 正 堀之内 良海 菊地 芳枝  
 神奈川県会 高野 初徳

**[入会方法]** 例会の見学はいつでもできます。(毎月第2木曜日於埼玉会会議室) まずは、リモート見学または会場に見学にいらしてください。ごいっしょに語り合い、学びあいましょう。下記へご連絡ください。

**連絡先** 関口光英 メールアドレス sekiguchi@pan.biglobe.ne.jp TEL 0494-25-0497

# 労務管理部会

企業にとって、社員の採用から退職までの間には、さまざまなリスクが存在しています。企業の経営資源は、「人」、「もの」、「金」とよく言われますが、特に我々社労士が担っている「人」の管理、すなわち労務管理は難易度が極めて高いものと言えるでしょう。具体的には、労働者の募集、採用にはじまり配置、異動、教育訓練、人事考課、賃金や労働時間の管理、安全衛生の確立など退職に至るまでの一連の流れを適正に管理しないと、企業の存続に大きな影響を与えかねません。

労務管理部会ではリスクの未然防止や起ってしまったトラブルの効果的な対応方法と再発防止等について、ワーキンググループ形式をメインとして議論を深めております。

今年で創部 23 年目を迎える我が部会では創部以来、以下を継続実施しています。

- ①現場での視点でグループに分かれて討議し、より良い解決策を迫及
- ②行政、各得意業界で専門的に活躍されている会員や民事調停委員等からの当該専門的ノウハウを教授
- ③商工会連合会への定期的な原稿掲載依頼への対応
- ④研修に必要な書籍や、会員からの推薦図書を部会の一部費用援助により購入

## ■令和 4 年度研修の主なテーマ

荒木尚志の著書「労働法第 4 版」と「口語民法」を教科書とし、以下の研修を実施

- ・労働法の形成と展開
- ・労働関係の特色・労働法の体系・労働条件規制システム
- ・個別的労働関係法総論
- ・労働者の人権保障
- ・雇用平等・ワークライフバランス法制
- ・賃金
- ・労働時間
- ・年次有給休暇
- ・年少者・妊産婦等
- ・安全衛生・労働災害
- ・労働契約の基本原則
- ・雇用保障と雇用システム
- ・労働関係の成立・開始
- ・就業規則と労働条件設定・変更

## ■将来に向かって予定される研修等

令和 5 年度も引き続き荒木尚志の著書「労働法第 4 版」と「口語民法」を教科書とし、以下の研修を予定

- ・人事
- ・企業組織の変動と労働関係
- ・懲戒
- ・非典型雇用
- ・個別的労働紛争処理システム
- ・労働組合
- ・団体交渉
- ・労働協約
- ・団体行動
- ・不当労働行為
- ・労働市場法総論

・労働市場法各論

・雇用システムの変化と雇用労働政策の課題

等を継続実施する他、裁判所・労働委員会傍聴や弁護士等専門家の招聘等を検討・予定

#### ■月例会の進め方

・毎月第4土曜日 13時30分～埼玉会事務局会議室

※コロナ状況を見据え、当面の間オンラインにて開催

・一次研修 年度方針に従って役員が順番制で研修の司会・進行を担当

ロールプレイングとワーキンググループをメインとし会員全員の参加を原則とする

・二次研修 各会員の交流を深めるとともに一次研修では聞くことができなかった事項や日ごろの悩み等について、ベテラン会員が個別対応

#### ■会員（令和5年2月1日現在） ※敬称略

##### 【会員】

あさか 小山 政明

富澤 正

村島 義達

山崎 操

浦和 落合 重正

横山 直子

堀 敦

大宮 浅見 誠二

楠原 正和

久保 浩一

篠田 一男

藤平 達也

渡邊 守比呂

恩田 淳子

春日部 折原 綾

景山 正映

槇島 忠

川島 徳子

小山 清

眞田 孝雄

山崎 承三

川口 落合 圭

林 雅也

柳原 かおり

米田 徹

加藤 一秀

川越 角田 和也

鈴木 美知子

藤下 裕乃

町田 良治

行田 根岸 薫

越谷 高橋 和子

中川 洋行

本多 立国

渡部 春絵

所沢 谷口 雅典

神奈川 高野 初徳

栃木 宮下 恭子

##### 【役員】

浦和 青木 昭

江口 麻紀

番匠 宏次

藤城 豊

三宮 久直

大宮 鈴木 正己

春日部 藍 正彦

大谷 泰子

川越 小野 玲子

越谷 太田 明

中川 勝之

所沢 藤井 夕子

連絡先 リーダー 太田 明（越谷）

電話 048（959）0437

携帯 080-1082-7057

Mail sr-akira@shikon.meiji.ac.jp

## 成年後見等部会

当部会は、本年3月で創設21年となりました。これまでの足跡を簡単に紹介します。

平成14年に社会保険部会より分離独立して発足し、以来活動を続けていますが、自主研究部会の中ではユニークな部会であると思います。即ち、勉学と組織づくりを車の両輪のように進めてきた他に類のない部会です。

成年後見制度の発足間もなく設立された当部会も、初めは手探り状態でしたが、早くも平成17年には、全国社会保険労務士会連合会の中で先頭を切って成年後見人の養成研修を開始し、以後毎年実施し、現在この事業は後に述べる社労士成年後見センター埼玉に引き継がれております。研修に使用するテキストは、自分たちでテキストを作成し、それを使用して講師を務めるという方法で回を重ね、それが現在では全社連で使われているテキストにまとめられました。また、勉強のみならず、実践的に成年後見等の仕事を進める上で必要な「成年後見業務担保保険契約」を平成20年に東京海上自動火災保険株式会社と締結しました。成年後見等の業務は、従来の社会保険労務士賠償責任保険では担保されていない新たな業務であるために別に契約する必要があったからであります。

組織づくりについては、成年後見制度の重要性から、社労士全体として取り組むことを早くから埼玉県社労士会や全社連へ提議するなどの活動を行い、平成23年に全社連に成年後見制度推進委員会が発足したときには、当部会の役員が委員として参画し、全国的な組織作りに関わりました。結果的に各県単位にセンターを組織することとなり、それが埼玉県では、平成26年に、当部会メンバーを中心として一般社団法人社労士成年後見センター埼玉を設立することになりました。

一方、会員は、日常的には自ら受任活動を進めながら、各地域において、成年後見制度のPRや啓蒙活動を進めました。今では、累計で四百数十件の成年後見人等の受任実績ができ、その体験は、部会やセンター各支部での事例研究発表として貴重な教材の積み重ねとなっています。

会員数もピーク時は100名を超えるまでになりましたが、センター設立後の現在では45名となっています。今後ともセンターのシンクタンク的な存在として、また、成年後見制度に関しては、全国の社労士会の先頭に立つ存在であり続けることを、若い世代の社労士の方々に期待しております。

社労士は、人に関わる仕事だとも言われますが、成年後見は、まさに人を法的な面から支援する仕事です。今後ますます進む少子高齢社会の中で成年後見制

度は法的インフラの一つとして重要な役割を果たしていくことは間違いありません。

当部会は、毎月第一土曜日（上期は午後、下期は午前中）に県会会議室において定例会を開催しております。少子高齢社会の最前線で活動してみたいという志と熱意のある方は是非ご参加ください。お待ちしております。

### 【メンバー】

リーダー	金井博一（春日部支部）	
サブリーダー	金澤 徹（浦和支部）	佐野千穂（浦和支部）
（アイウエオ順）	前田新太郎（大宮支部）	松井泰子（あさか支部）
	三浦 操（川越支部）	
会 員	石川利之（熊谷支部）	磯 早苗（大宮支部）
（アイウエオ順）	宇代謙治（川口支部）	臼井直子（大宮支部）
	海老原秀徳（大宮支部）	大崎友和（春日部支部）
	大橋由雄（大宮支部）	岡部敏行（浦和支部）
	小木曾弘司（所沢支部）	貝瀬美智子（あさか支部）
	加藤一秀（川口支部）	簡野照美（大宮支部）
	菊池廣行（大宮支部）	小松英夫（大宮支部）
	小室民也（所沢支部）	櫻井伴子（浦和支部）
	鈴木典子（所沢支部）	高田俊明（浦和支部）
	田代嘉男（あさか支部）	富岡 勝（あさか支部）
	富田昭二（浦和支部）	中 裕（春日部支部）
	根津盛紀（大宮支部）	張本保昌（大宮支部）
	平塚綾子（所沢支部）	広地恵子（春日部支部）
	町田米子（大宮支部）	松原理子（春日部支部）
	水野昌行（浦和支部）	持田洋三（川越支部）
	望月厚子（大宮支部）	山内堅司（大宮支部）
	山本 宏（浦和支部）	横溝 徹（大宮支部）
	米陀久男（大宮支部）	渡邊めぐみ（浦和支部）
	天野秀世（千葉会）	桶谷 浩（東京会）
	高橋富美彦（群馬会）	

計 45名

# 女性と年金部会

## 1. 部会の概要

「女性と年金部会」は、2001年に厚生労働省で開かれた「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会（女性と年金検討会）」の報告書の研究からスタートしました。年金制度は、国民の就業形態の変化、少子高齢化、税制等様々な問題が絡み合いながら成り立っているため、それらの課題について女性に焦点を当て当部会の研究を進めてきました。

2021年度開催の第39回自主研究発表会においては、「女性のライフスタイル別 老後資金の備え～年金制度の活用と働き方の選択～」というテーマで発表を行いました。人生100年時代を見据え、納める保険料ともらえる年金額ほどのくらいなのか、そしてその金額は私たちが生涯生活していくための資金として足りるのか足りないのか、生涯シングル会社員、フリーランス、夫婦世帯で二人とも正社員、夫正社員・妻パート社員と4つの具体的な事例を通してライフプランの「見える化」に取り組みました。重要になるのは、年金制度や足りない部分を埋める制度、例えば、国民年金基金やiDeCoなどのメリットを知り、計画的にライフプランを考えるということです。年金制度が複雑化するなか、将来の年金額や各種制度について、広く国民へ、特に、若い世代へ広報、教育することは社会保険労務士としての使命であることを改めて実感することとなりました。

少子高齢化の進展が叫ばれるなか、1971年～1974年の第二次ベビーブームに生まれた「団塊ジュニア世代」が65歳～70歳となる2040年には、労働人口が激減して労働力不足が深刻になるだけでなく、年金や医療費などの社会保障費も増大することが予想される「2040年問題」がやってくるといわれています。このような背景の中、将来にわたって公的年金制度を持続的で安心できるものとするため様々な政策が導入されつつあります。特に、高齢者や女性の就業率の引き上げは今後の日本の行く末を左右する重要な課題であり、なかでも女性の力は、成長戦略の中核に位置づけられています。女性を働くやすく、希望する人が安心して出産、子育てができる環境を整備することが不可欠です。

2022年に入り、育児負担への配慮、女性活躍推進、労働市場の非正規化への対応策に関する法律が次々に改正されました。「育児・介護休業法」は、育児休業を取得しやすい環境整備、従業員への個別の周知や意向確認を義務化、男性の育児休業取得推進策として出生時育児休業や分割取得など育児休業の新たな枠組みが追加されました。「女性活躍推進法」は、事業主に「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出」および「女性活躍推進に関する情報公表」を、常時雇用の労働者数が101人以上の企業までを対象とし適用範囲が拡大されました。非正規労働者の厚生年金の適用については、「年金制度改正法」により、加入対象となる勤務期間が「1年以上見込み」から「2カ月超」へ短縮、また、企業規模要件が段階的に引き下げられ100人超規模に、2024年10月には50人超規模となります。

これらの法改正が示すように、女性の働き手を増やし、厚生年金保険料の財源により、少子高齢化による保険料収入の減少を補うというのがこれからの年金制度の目指す一つの方向といえます。「女性と年金部会」では、年金制度全般の基礎知識の学習や最新の収集を継続的に行いつつ、「女性」を切り口とした年金問題に関する課題に取り組んでまいります。

## 2. 最近学習・課題とした主な内容

- ・国民年金の加入・保険料納付状況、モデル年金額等積算内訳、年金制度改正内容
- ・高齢者の貧困・格差と年金制度の意義
- ・短時間労働者の厚生年金の適用拡大
- ・「年金は破綻しない」（週刊東洋経済記事 大江 英樹著）
- ・「ちょっと気になる社会保障V3」（権丈 善一著）
- ・2025年問題、2040年問題：医療・福祉人材が100万人不足する
- ・育児・介護休業法改正・分割取得パターンについて
- ・iDeCo・企業型DC 放置年金問題・自動移管者対策 等

## 3. 部会の進め方

毎月第1木曜日午後1時30分から午後4時30分まで、県会第2会議室で行っています。2021年からはコロナ感染防止を考慮し、オンライン（ZOOM）と対面を併用したハイブリット型で開催しています。法改正や年金等のトピックスについて、新聞、雑誌、インターネット等から集めた情報を発表し、それについて意見交換や討議を行っており、情報共有の貴重な機会になっています。また、基本テキストを選定し、輪読することにより年金等の知識の習得に努めています。

部会名に「女性」とありますが、年金問題全般を視野に入れて学習しており、部員は女性ではありません。メンバーは、年金を専門にされている方、労務関係を中心に業務をしている方等様々な知識と豊富な経験を持つ方が所属しており、社会保険労務士の実務に関する意見交換、相談なども行っています。年代も幅広く、和やかな雰囲気の中で活動を進めています。

## 4. メンバー

リーダー	: 高木 美香 (浦和支部)	
サブリーダー	: 瀬田 東司 (川越支部)	田口 芳夫 (大宮支部)
	荻原 由美子 (浦和支部)	
会計	: 橋本 明子 (あさか支部)	
部会員	: 榊原 尚子 (あさか支部)	雨谷 水無子 (浦和支部)
	西村 寿恵 (浦和支部)	古城 好美 (浦和支部)
	渡辺 めぐみ (浦和支部)	高田 俊明 (浦和支部)
	渡邊 昇 (越谷支部)	

連絡先 : リーダー 高木 美香  
TEL 048-875-9701 FAX048-711-2467  
E-MAIL:mikatkg75@ybb.ne.jp

年金問題に関する課題について一緒に考えてみませんか。  
お気軽に見学にお越しください。連絡をお待ちしております。

# メンタルヘルス部会

**\*コロナ禍でもメンタルヘルス部会はこんなことしています。**

## **①「健康教育、労働衛生教育のテキスト学習」**

メンタルヘルス部会では、『使える！健康教育・労働衛生教育 65 選』（産業医科大学 産業生態科学研究所 教授 森 晃爾 編（一社）日本労務研究会）を部会で購入し、輪番でテキスト学習をしています。テキストは、メンタルヘルスだけに留まらず、労働安全衛生、海外派遣労働者、アンガーマネジメント、生活習慣病対策等々、多岐に亘る項目から発表者が自由に選び、発表します。テキスト付録のCD-ROMを活用してパワーポイントの発表資料を作成し、発表者の個人的興味からテキスト項目を選んだり、苦手意識のあるものを選んだり、またテキストだけの内容ではなく発表者自身の体験談からの発表もあります。これは顧問先へのアプローチであったり、職場でのプレゼンテーション等にも役立っています。

## **②「ハラスメント社外相談窓口」**

働き方改革実行計画（平成 29 年）において、職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労働・産業界関係者を交えて対策の検討を行ってきました。そして、事業者に対してパワーハラスメント防止対策の措置義務が定められました。この法律は、大企業に対しては令和 2 年 6 月 1 日から、中小企業等にも令和 4 年 4 月 1 日から雇用管理上の必要な措置を講じるよう、労働者を雇用するすべての事業所に義務化されました。

職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じ、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

改正労働施策総合推進法によって社内相談窓口の設置が求められるようになりましたが、大手企業と違って中小企業においては社内相談窓口の設置も難しい状態です。メンタルヘルス部会では、社会問題にもなっている職場のハラスメントへの対応や、社員のメンタルヘルス対策並びにストレスチェックなどにも活用するために、労務管理全般を含めた相談窓口設置のご提案をさせていただいています。

「社内の相談窓口は自由に話すことができないと感じる従業員が多い」、「社外相談窓口のほうが従業員としては話しやすいと言われている」という情報の下、「**社外相談窓口、彩の社労士**」を立ち上げ、活動を始めています。カウンセリングマインドを持った社会保険労務士による相談サポートを実施していきたいと思っています。

### **\* 例会の進め方**

・基本テキストの輪番による解説、または輪読

部会で購入した書籍をテキストとして、標準的な考え方を学習し、知識を共有しています。現在のテキストは「**使える！健康教育・労働衛生教育 65選**」です。

・ **メンバー持ち寄りの資料の解説とディスカッション**

メンタルヘルスの状況は日々新しい展開を見せておりますので、新聞、雑誌、書籍、ネットニュースなどの新しい情報を持ち寄って、話し合いを行います。

・ **事例検討会**

メンタルヘルスは内容が多岐にわたり明確な正解がないため、固定的な認識を持たずに現場対応力をつけられるよう、メンバーから提起された事例を全員で話し合っています。

・ **公開例会などの企画**

メンタルヘルスを専門とする講師を招き、公開にて多くの会員の参加のもと講演会を行うなど、部会という形式でこそできる企画を考え実施していました。コロナ感染が落ち着きましたら、将来に向かって企画したいと思っております。

**\*メンタルヘルス部会の月例会**

毎月第一土曜日 4月～9月 午前 9：30～12：30

10月～3月 午後 13：30～16：30

(年始やGW等は変更する場合があります)

場所：埼玉県社会保険労務士会事務局内の会議室、およびZoomによるリモート参加  
新しいメンバーも随時受け入れていきます。見学大歓迎！！ぜひご連絡をください。

**\*グループメンバー** 注：( ) は支部名

顧問	村岡 武仁 (大 宮)	関口 光英 (秩 父)
リーダー	吉田 直子 (行 田)	
サブリーダー	服部 明美 (大 宮)	稲葉 光弘 (春日部)
〃	佐藤 義哲 (行 田)	
会計	前田 忠宏 (大 宮)	
メンバー	小北 悟 (大 宮)	大橋 由雄 (大 宮)
	田口 啓二 (大 宮)	加藤 一秀 (川 口)
	仁井 健友 (川 口)	北島 忠晴 (川 越)
	久保田 侑希 (川 越)	井上 健一 (川 越)
	小杉 隆樹 (越 谷)	渡部 春絵 (越 谷)
	槇島 忠 (春日部)	関根 謙一 (春日部)

(1年以上欠席のメンバーを除きます)

\*連絡先：リーダー 吉田 直子 (行田支部) 加須市陽光台2-843-130

電話：0280-62-5506 FAX：0280-62-4744

電子メール [nao.sr-office@r6.dion.ne.jp](mailto:nao.sr-office@r6.dion.ne.jp)

(メールでご連絡いただくとありがたいです)

## 年金相談業務部会

年金相談は、ある意味、相談者からの人生相談でもあります。

相談者は困っているから相談してきているのです。それに対してどのように応えていくのが我々社会保険労務士の仕事になります。

社会保険労務士である以上、試験に合格しているのも、一定のレベルの知識は持ち合わせています。しかしながら、試験に合格できるレベルの知識と相談事との間には大きな開きがあります。そのことについては、相談を受けたことがある人ならみんな痛感しています。

社会保険労務士でも、年金や健康保険などの社会保険が得意な方や労働保険が得意な方など、得意分野も様々です。

同様に、年金が得意な方でも、年金制度や年金財政などの総論（マクロ）が得意な方もいるし、窓口相談などの各論（ミクロ）に強い方もいます。逆に言えば、全てを通じて専門分野としている方は少ないのではないのでしょうか。

そういう意味では、自分の足りないところを補完してくれる仲間を持つことも大切なことです。

社会保障の基本的な考え方は、「自立の支援」です。

「支援の押しつけ」が社会保障の本旨ではありません。そういう基本的なところを履き違えると、相談者が期待していない答になりかねません。

時々、「低年金よりは生活保護の方がいい」などということを知ることがあります。

結果がどうであるかは分かりませんが、そもそも相談を受けた社労士さんは生活保護を受給したことがあるのでしょうか。生活保護を受けた方でなければ分からない苦勞などもあるはず。なかなか、そこまで勉強している方は少ないと思います。

生活保護は社会の最後のセーフティネットであり、ある意味ではすばらしい仕組みだと思います。一方で、社会全体で作ら上げた仕組みである以上、その費用を負担している人たちより優遇されることはありません。

セーフティネットの意義は大事であるけれども、安易に誘導することにはいささか疑問を感じます。その前に、教えてあげることあるはず。です。

一口に年金相談といっても、そういう幅広い知識が求められます。

年金請求が間近になる年代では、次第に選択肢が限られてきます。誰しものが少しでも多い年金額を望んでいます。

最晩年の老後に備えて、少しでも年金額が増えることを望みます。

そして、最後に出来ることは、少しでも長く働くことや、繰下げをして年金の受給開始を少しでも遅らせることです。

そういうときの相談においては、相談者から何を引き出したらいいのでしょうか。相談者が話したくないことの中にも大事なことが隠れているかもしれません。

そういうノウハウは、なかなか本の中では見つかりません。

仲間内の情報交換などの方が、より具体的な対処方法の勉強になります。

年金相談業務部会は現在 80 人程の方が参加しています。

コロナ禍にあり、しばらくは Zoom による開催になると思われていますが、最近の実績では約半数の方が毎月の例会に参加しています。

毎月、第 3 月曜日の午後に開催しています。

例会の中では「年金制度を取り巻く諸問題」と「年金制度の説明」の二つの講義の他、「ロールプレイング」方式による演習を行っています。「ロープレ」は 4 班構成でグループ討議をしながら勉強しています。窓口相談などでの疑問点などが問題として取り上げられています。

年金制度を知っているつもりでも、意外に知らないことも多いものです。

自分が知らないということをみんなに知られることが恥ずかしいような気がしますが、「自分は、そのことを今まで知らなかった」と発言する人を見ていると、その自信ありげな言動に、ある種うらやましささえ感じます。きっと、みんなそういうことを経験して、自分の抽斗を増やしていくのでしょう。知らなかったことが恥ずかしいことではなく、知らないままにしておくことが恥ずかしいことです。

年金制度は概ね知っているが年金制度をもっと良く知っている仲間がほしい人、制度理解に自信がなくこれからもっと勉強したい人、知識も十分で講師をやりたい方、年金事務所の窓口相談などに参加してみたい方など、どなたでも歓迎します。

例 会：原則、毎月第 3 月曜日 午後

場 所：当面は Zoom 開催中心

年会費：4 千円

申込み：下記まで、メールにて申し出てください。

年金相談業務部会

リーダー 田口 芳夫

ytaguchishr@outlook.jp

# 労働問題部会

## I 部会の概要

労働問題部会は、平成17年10月、会員22名でスタートしました。

平成18年8月に、専門業務自主研究部会として仮登録申請を行い、平成20年4月に正式に登録されました。

令和5年1月までに計184回の例会を開催し、研修を積んできました。

これまでに自主研究部会の発表会を3回経験しており、今回で4回目。その内容は次の通りです。

- ・平成21年2月 「パートタイマーをめぐる労働問題」
- ・平成24年2月 「労働問題に関する裁判例と実務上の留意点」
- ・平成29年3月 「判例に学ぶ労働条件の不利益変更—その留意点と実務対応」
- ・令和5年3月 「私傷病休職から復職・復職後に関する判例等から実務対応を考える」

労働問題部会は、労働判例の研究を中心として、民法、行政法、民事訴訟法などの関連諸法令を研究することにより、社会保険労務士に必要とされる知識及び実務能力の向上を図り、もって広く労働問題に対処できる応用能力を涵養することを目的としています。

近年、労働者の権利意識が高まるにつれて、企業規模の大小を問わず、個別労働紛争が増えています。労働判例を理解することは、私たちの実務能力を向上させ、ひいては社会保険労務士本来の役割ともいえるべき個別労働紛争の未然防止に資することになります。

会員は職歴・経験ともに多様です。他の自主研究部会に加入している人もおり、労働問題の研究を進めるに際しては、複眼的な視点で問題を把握するメリットがあると言えるでしょう。

## II 活動状況

### 1 月例会

#### (1) 開催日、時間、会場

月例会は、原則として毎月第3土曜日、午後1時30分から午後5時まで。会場は当分の間、埼玉県社会保険労務士会（さいたま市浦和区高砂1-1-1）会議室を使用します。

#### (2) 研修内容

##### ①判例研究

最新判例（全文）を用います。当部会では、できるだけ判決全文にあたって事実関係を確認し、事案の背後にある個別事情も考慮しながら、全員で討論し、当該裁判所が示した判断基準やその及ぼす影響等を理解することに努めています。

##### ②関係諸法令等の学習

平成20年～21年は、藤田宙靖『行政法入門（第5版）』（有斐閣）

平成21年～22年は菅野和夫他『詳説 労働契約法』（弘文堂）

平成23年は、高井伸夫他『労使の視点で読む 最高裁重要判例』（経営書院）

平成24年～27年は、浅井隆（編）『労働紛争予防の実務と書式』（新日本法規）及び  
山中健児『労働関係ADRに必要な「民法」を学ぶ』（日本法令）

平成28年～29年は、野田進『事例・判例 労働法』及び

全基連（編）『労働条件の決定・変更』（労働調査会）

平成30年～令和4年は、山川隆一編『プラクティス労働法』（信山社）

令和5年度からは、新テキストを用いて学習を始める予定です。

③ 10分間スピーチ

短い時間で、簡潔かつ的確に情報を伝達できるように訓練することを目的にしています。スピーチの内容は自由です。最近では、労働問題に関連した話題のほかに、音楽や歴史上の人物など、教養・趣味的な話題、税制改正など多様なテーマが選ばれています。

2 その他

・例会終了後の情報交換会

参加自由で、一献やりながら親交を深めるとともに、情報交換や日常業務に関する質問とこれに対する指導なども行われています。コロナ禍で最近では中止しており、早く元に戻りたいものです。

※ 入会希望の方は、下記にご連絡ください。見学大歓迎です！

(連絡先) リーダー 大久保順一 (浦和支部)

電子メール: jun\_11\_kame@yahoo.co.jp FAX: 048-831-4471

会 員 名 簿

顧問 田邊 昌夫 (大宮支部)

顧問 塩賀 光明 (あさか支部)

リーダー 大久保順一 (浦和支部)

サブリーダー (研修担当) 櫻井 享 (浦和支部)

サブリーダー 岡本 清美 (浦和支部)

会計担当 茂住 忠雄 (越谷支部)

伊藤 正和 (東京会)

貝瀬美智子 (あさか支部)

小久保ユミ子 (川越支部)

齋藤壽實穂 (大宮支部)

澤木 政幸 (大宮支部)

阪尾 進 (川口支部)

佐々木正博 (東京会)

池田 裕一 (神奈川会)

田村 英理 (東京会)

篠原 知宏 (熊谷支部)

都築 健太 (東京会)

鍋島 勝子 (栃木会)

平塚 綾子 (所沢支部)

張本 保昌 (大宮支部)

山下 克彦 (大宮支部)

佐々木 愛 (大宮支部)

渡辺 渉 (大宮支部)

高田 敬久 (あさか支部)

川上正二 (浦和支部)

根津 盛紀 (大宮支部)

眞鍋 賀孝 (川越支部)

松崎 英樹 (川口支部)

滝本 徹郎 (所沢支部)

野村 孝太郎 (川口支部)

福島 久雄 (浦和支部)

藤原 依美 (所沢支部)

山田 沙里依 (東京会)

Tan Joo Hwa (浦和支部)

加藤 一秀 (川口支部)

牧 啓太 (浦和支部)

以上、順不同、敬称略

## 障害年金部会

現在、日本には、身体障害者約450万人、知的障害者約100万人、精神障害者約400万人がいてとされていますが、そのうち障害年金を受給されている人の数は約2百万人で、これは、障害者全体の約4分の1にとどまっています。すべての障害者に受給資格があるとは言えませんが、なお相当数の方々が、受給要件を満たしているのにも関わらず、障害年金を受給できていません。

その最大の要因は、障害年金という制度そのものを知らない人が圧倒的に多いからに他なりません。更に障害年金は、老齢・遺族という他の2つの年金に比べ支給要件、関係書類の収集・作成が格段に難しいものとなっている為、不慣れな一般国民の方が請求しても認められにくいのが現状です。

そのため、当部会はその人の障害の状態に見合った正当な年金が支給されることを願って活動しています。

障害年金を受給する為には、受給要件を確認し、関係書類を揃え、作成して請求する事になります。当部会では、障害年金業務を行うに当たり、コンプライアンスに留意し、注意すべき点や心構え、又、実際に会員が携わった傷病毎のケースについて、請求手続きの流れやポイントなど、貴重な経験談を基に活発な議論を交わしております。

障害で悩んでいる方は、一番年金を必要としている方だと思えます。収入が途絶えてしまい、経済的な救済を求めている方が圧倒的です。障害に苦しみ、さらに経済的にも苦しみを追われている方に、年金の専門家として支援をして差し上げたいというのが、私達の一番の願いです。

「大変な業務だけど障害年金が貰えるようになった時のお客様の喜ぶ顔が見たい！」

「障害者という社会的弱者を支援する事で社会貢献度の高い仕事をしたい！」、

という理念のもと、日々研鑽を積んでいます。

連絡先 リーダー 宇代謙治<sup>\*</sup>  
年金相談プラザ 宇代社会保険労務士事務所  
〒333-0849  
埼玉県川口市本前川 3-13-17  
TEL & FAX :048-262-7208  
携帯 :080-3512-4839  
メールアドレス:kenji-ushiro@y6.dion.ne.jp

# 労働ADR部会

## 【増える個別労働紛争】

会社と労働者個人が争う個別労働紛争が増えています。勤務態度や営業成績などを理由に解雇されたり、有期契約で働く労働者が雇止めをされたり、上司のパワハラが原因で働くことができなくなったり、きちんと残業代を支払ってくれなかったり…。

厚生労働省の調査(2021年度)によれば、都道府県労働局や労働基準監督署などに設置された総合労働相談コーナーに寄せられた相談件数は約124万2,600件、このうち民事上の個別労働紛争の相談件数は約28万4,000件で過去最多、なかでも多いのは「いじめ・嫌がらせ」(約8万6千件、全体の約24%)で、こちらも過去最多です。労働相談に携わっている社会保険労務士であれば、とくにパワハラ絡みの相談の増加は実感するところです。

## 【紛争解決と特定社労士】

こうした個別労働紛争を解決する手段として、たとえば裁判や労働審判などがありますが、それ以外にも、特定社会保険労務士が紛争当事者である労働者や会社の代理人となって、話し合いにより紛争解決を図る制度があります。

「あっせん」という制度がそれであり、都道府県労働局や、埼玉会では「社労士会労働紛争解決センター埼玉」において、あっせんを実施しています。私たちの部会名にあるADR(Alternative Dispute Resolution)とは、裁判以外の紛争解決手続きを指し、あっせんもそのひとつです。

## 【労働ADR部会って何?】

私たち労働ADR部会は、あっせん代理人として求められる知識とスキルを身につけるため、研鑽に取り組んでいます。

研修の内容は、大きく以下の3つです。

- ①テキスト(『実務家のための労務相談～民法で読み解く』有斐閣)を用いた学習(労働法、民法、判例など)
- ②実際の紛争事案等を用いた学習
- ③紛争解決手続代理業務試験(特定社労士試験)の過去問を用いた演習

「勘」や「常識」に頼ってはいけません。紛争を適切に解決に導くことはできません。百人百様の紛争から、当事者の言い分を聞き、事実関係をどう見定めるか、そして、紛争解決のためにどんな法規範を、どのように適用するか。また、個別労働紛争といっても、必ずしも労働法だけで解決できるとは限りません。たとえばハラスメントがそうです。労働法だけでなく、民法の知識が必要とされるケースも少なくありません。だれもが納得できる紛争解決を図るには、法規範への理解とその習得が不可欠です。

労働ADR部会は、労働法や民法など紛争解決に不可欠な正しい法知識を身につけ、底上げするとともに、それを「使える知識」とするよう、意欲的に学習に取り組んでいます。労働相談や労務管理、企業内の紛争防止にも役立つ内容となっています。

## 【研修のやり方や内容は?】

毎月の研修では、会員自らがリポーターとなってテーマを設定し、発表します。前述の

テキスト『実務家のための労務相談』からテーマを選ぶもよし、自分のオリジナルのテーマを設定して取り組むもよし。いずれの場合も、研修担当の複数の役員がしっかりサポートし、だれでも安心してリポーターを務めることができるよう配慮しています。

研修は、グループ討議など自由に活発なやりとりを行い、そのなかで感じた疑問や意見をぶつけあいながら進行します。「誰かの教えを乞う」のではなく、会員一人ひとりが「自分の頭で考え、自分の言葉で語る」とともに、学んだことが「生きた知識」となる、そんな研修となるよう心がけています。そしてなにより、すべての会員が「労働ADR部会に入って良かった」と実感できる、実のある研修となるよう思案して取り組んでいます。

最近では、以下のようなテーマで研修を実施しました。

- ・相殺について
- ・使用者の不法行為
- ・期間の定めのない労働契約の解約
- ・個別紛争解決制度と労働行政
- ・就業規則と労働契約
- ・懲戒について

通常の研修は会員がリポーターを務めますが、弁護士などを講師に招いての研修も行っています。最近では、労働事件の最前線で活躍中の労働弁護士を講師に迎え、「個別労働紛争と証拠収集のノウハウ」というテーマで、実務にも役立つ研修を実施しました。

### 【研修の場所や時間など】

部会の会員は、特定社労士として労働相談やあっせん等の実務経験のある人、これから特定社労士試験を受けようという人などさまざまですが、経験年数や年齢にかかわらず意見交

換や相談ができたり、アドバイスをもらえたりする心強い仲間でもあります。

研修の実施要領等は、以下の通りです。

#### ▽実施日時

毎月第1土曜 13時30分～17時00分

#### ▽場所

- ・ 県会会議室または浦和近辺の公共施設
- ・ オンライン

#### ▽会費

年間6,000円

#### ▽部会メンバー（支部・氏名音順）

※◎＝リーダー、○＝サブリーダー

- ・ あさか  
○小山政明／◎背黒文宏／竹嶋陽子／堀之内良海
- ・ 浦 和  
江口麻紀／○栗田隆之
- ・ 大 官  
浅見誠二／齋藤壽實穂／齋藤竜造／櫻井云孟／柴田恵美／野澤佐／細沼朱美
- ・ 春日部  
藍正彦／大野弘／折原綾／景山正映／神谷聡／神谷茂／佐々木光成／中裕／永井亮／松崎順／吉田綽孝
- ・ 川 口 石垣英子
- ・ 川 越 眞鍋賀孝
- ・ 熊 谷 山田明
- ・ 越 谷 ○太田明／佐藤靖江
- ・ 東京会 柳沢明

◇ ◇ ◇

お気軽に見学にいらしてください。大歓迎です。連絡先は以下の通りです。

#### 【連絡先】

背黒文宏（リーダー／あさか支部）

電話：090-7242-7093

mail：sgrfmhr1965@yahoo.co.jp

# 経営労務監査部会

国内生産年齢人口の漸減、企業のグローバル化、IT化、更にはIPO(新規株式上場)の増加やM&Aによる企業の統合の活発化など、目まぐるしく変化する社会環境の中で、労務管理の重要性がますます高まっています。

労務管理の専門家であるわれわれ社会保険労務士は今後ますます企業の経営に関与し、経営資本である「人財」を活かして企業の成長・発展を支援する役割が求められます。そのためには人事・労務を法令順守の視点に加え、質的や量的に把握・検討して評価を行い(経営労務監査)、企業の労務方針の改善点を見いだし、企業経営に反映させることが重要な業務になります。

「経営労務監査」は従来からあった「労務監査」の考え方に加え、「人材ポートフォリオ」の手法を新たに使い、企業における人材の活用、配置、賃金、満足度などを把握し監査していきます。「経営労務監査」は、企業の将来的なビジョンや経営戦略の中に人材を位置づけ、収益的な観点からも人材を評価するなど、企業の総合的な評価を行う上でも、有効な手立てを与える内容となっています。

私たち経営労務監査部会では、経営労務監査という理論・手法の習得・実践を目標に、労働関係諸法令の把握・理解をはじめ、就業規則に関連する事項からIPOやM&A等に関する知識、更にはコンサルティングに係る事項まで幅広く学習したいと考えています。

私たちといっしょに「経営労務監査」を研究してみませんか。見学大歓迎です。

## 【例会内容】

- ① 諸連絡、情報等  
主にリーダーからの連絡事項、配布資料の解説があります。
- ② 60秒スピーチ  
出席者全員が60秒を意識しながらスピーチをします。  
アットホームな話題、タイムリーな話題、業務に関することなど多彩です。
- ③ テキスト学習  
担当制でテキストの読み込み、解説、質疑応答で意見交換もありながら理解を深めています。

## 【これまでに使用しているテキスト】

『人事労務監査実践マニュアル』高橋 宏著(日本法令)

『経営労務監査の実務』石山隼人他著(中央経済社)

『内部監査実践ガイド2』箱田順哉編著(東洋経済新報社)

『入門人的資源管理第2版』奥林康司他編著(中央経済社)

『IPO 実務検定試験公式テキスト第3版』日本 IPO 実務検定協会編(中央経済社)

- 『実践人事データ活用術』深瀬勝範著(労務行政)  
『採用から退職までの法律知識 14 訂』安西 愈著(中央経済社)  
『経営力を鍛える人事のデータ分析30』古川拓馬著(中央経済社)  
『管理監督者のための採用から退職までの法律実務』安西 愈著(埼玉県経営者協会)  
『「人材ポートフォリオ」と経営労務監査の新たな展開』田村 豊・山崎憲昭  
(社会保険労務士総合研究機構)  
『労務コンプライアンス審査の実践』森井博子(社会保険労務士総合研究機構)  
『条文の役割から考える ベーシック就業規則作成の実務』川嶋英明(日本法令)  
『IPOの労務監査と企業実務』野中健二・土屋信彦・常盤 誠著(中央経済社)

#### 【研究発表のテーマ】

- \*平成 25 年 第 31 回 「経営労務監査と社労士業務への活用」
- \*平成 30 年 第 36 回 「企業の継続的発展に活用できる経営労務監査の魅力」

#### 【会 員 令和 4 年 11 月現在】

##### 【世話役】

リーダー	渡邊 一弘	(越谷支部)
サブリーダー	栗田 隆之	(浦和支部)
サブリーダー	杉木 聖児	(川越支部)
記録担当	齋藤 由紀子	(大宮支部)
会計担当	福岡 千花	(大宮支部)
設立世話人	田邊 昌夫	(大宮支部)

メンバー構成 (世話役含む)

あさか支部 (1名)、浦和支部 (4名)、大宮支部 (6名)、春日部支部 (1名)、川口支部 (1名)、川越支部 (1名)、熊谷支部 (1名)、越谷支部 (2名)、千葉会 (1名)、東京会 (3名)、その他 (1名)

#### 【例会のご案内】

毎月第4土曜日の午後(1:30~5:00)、主に埼玉会館にて例会を開催しています。  
入会希望の方はご連絡ください。

●連絡先:リーダー 渡邊 一弘 (越谷支部)

TEL(FAX):048-932-1081

メール:[krksr@xui.biglobe.ne.jp](mailto:krksr@xui.biglobe.ne.jp)

## 法教育研究部会

私は部会発足前から高校生への出前授業を10年強、行ってきました。これまで継続して様々な高等学校に訪問して、数百人の生徒たちに話す機会を持つことができて背景には当部会の存在が大きいです。出前授業を行う前には具体的に発表練習も含めて話す内容をデモンストレーションします。そして、感想を聞きます。一人で出前授業を行うこともありますし、二人で行うこともあります。複数で行う場合は部会参加者が協力してくれます。

元々、私はあまり他人の意見を聞かない方なのですが、部会参加者は率直に意見を言います。それだったら皆、自分自身でテーマを決めて、部会の定例会で発表してみたら良い、ということで15分間スピーチという取り組みを行いました。各人が例えば高校3年生50人に対して、公的年金についての説明を行ってみる、ということでした。

今秘かに考えているのが、人形劇です。一つのテーマについて10分程度の劇で解説する。WEBで発信することまで想定していますが、会員が皆忙しく、先に進めていない状態です。

そのため、まだ従前スタイルでの出前授業を実施しています。

当初から生徒におもねる話をするつもりが無いので、学校を通じて後で感想文をいただく際には「知らない言葉が多い」や「難しかった」という言葉が書かれることもあります。逆に「役に立った」「卒業までに調べたい」等と前向きな発言もあります。思春期の生徒たちが精神的に成長をするには個人差があるので、気にはしません。それでも一生に一度の出会いですから、事後に学校側から生徒各人の感想文を送っていただくよう、お願いしています。当然、授業を聞いて初めて疑問が生じる場合もあるので、生徒からの質問事項も100件近く届きます。一つ一つの質問には回答を文書で高校に返送します。アフター・ケアも継続には必要ですから。

そんな中、今年は「事前アンケート」を進路指導の先生にお願いしました。社労士が出前授業を行うので予め質問したい内容を書いて届けてほしい、という要望です。約150人中80人が質問を書いてくれました。授業時間は60分程度なので、当然すべての質問に対して話の中で答えることは出来ません。そこで一問一答形式ですべての質問に回答したプリントを、当日持参して進路指導の先生に渡しました。その上で授業中に、特に気になる質問への回答を織り込みました。普段は体育館で授業をしますが、今年は学級閉鎖になったクラスがあり、一部の生徒はWEBでの参加でした。

「法教育」という言葉は法務省が中心となって使い始めました。1990年代以降の学校教育における法及び司法に関する学習機会の充実を目的とした、法教育研究会「我が国における法教育の普及・発展を目指して」などで、その方向性を示しました。この報告書の中では、消費者保護や裁判員制度の普及等の観点から弁護士・司法書士による出前講座等を小・中・高校で実施している報告もなされています。その後法教育推進協議会が「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」（平成21年5月15日）を報告して、公教育への関わりの深化を提唱しました。

全国社会保険労務士会連合会も平成23年3月29日付けで、当時の厚生労働省の細川律夫大臣宛に意見書を届け、高等学校等における労働社会保険諸法令教育の推進および当該分野の授業の際に社労士を活用すべきである、と申し入れています。

それらの社会的な時流に同調して動き始めた法教育研究部会は、個々人が労働関係を結ぶ前(具体的には学校教育の場)に、労働契約に関する知識・理解と法令順守の精神を学ぶ必要があると言うところから研鑽を始めました。これまで、弁護士や大学教授を招聘しての公開講座を企画・運営したり、大学での出前授業を実践したり、書籍を読み合わせて議論を重ねたりという活動を行っています。

令和2年初頭に発覚した日本での新型コロナウイルス感染症の感染状況の推移が影響して、顧客との対応だけに留まらず、同業社労士の間でも直接会って意見交換を行ったりする機会が極端に減少しました。WEBを利用した新しい情報交換等の方法が定着する契機でもあった訳ですが、やはりお互いの顔を見て表情を確認し、声のトーンを聞くことで発せられた言葉の意味を理解する訳ですから、会いたい。

私は、まだ県会が八千代ビルに在った時から幾つかの自主研に参加して、先輩社労士の話や聴いたり疑問に対して回答をいただきました。支部も年齢も人生経験も違う様々な先輩方との会話は、社労士人生の上での大きな財産です。自主研の参加には、開業の如何は問われませんし、発言も自由です。

ウィズコロナの時代を共に生きる新たな入会者のご参加を期待しています。

リーダー 瀬田東司 (川越支部)                      サブリーダー 大林孝之 (あさか支部)  
サブリーダー 高木美香 (浦和支部)                      書記 下久保美恵子 (大宮支部)

定例会： 毎月第2月曜日 午後6時～ウィズユーさいたま新都心4階セミナー室  
第5土曜日 午後1時半～県会会議室

(ただし現在は、ZOOMによるWEB定例会・・・事前に会員宛メール招待)

入会申込先：各サブリーダー宛あるいは

リーダー瀬田宛 メールアドレス [akademia.s@nifty.com](mailto:akademia.s@nifty.com)

電話 090-1406-0552 まで